



愛媛労働局発表
平成30年8月31日

	愛媛労働局 労働基準部 賃金室
担	室長 片山 淳一
当	賃金指導官 寺岡 洋行
	電話 089(935)5205 内線 460

愛媛県最低賃金を1時間当たり25円引上げ、時間額764円に改正

愛媛労働局（局長 縄田英樹）では、愛媛地方最低賃金審議会（会長 小田敬美 愛媛大学教授、以下「審議会」という。）の答申を受け、本日（8月31日）、愛媛県最低賃金を、本年10月1日から1時間当たり25円引上げ、時間額764円（引上げ率3.38%）に改正することを決定しました。

愛媛県最低賃金は、愛媛労働局長の諮問に応じて、公労使三者で構成される審議会における審議結果を踏まえて決定されるものであり、本年は、7月10日に改正を諮問したところ、8月6日に「愛媛県最低賃金額を25円引上げ764円に改正する」との答申がありました。これを受けて愛媛労働局長は、答申内容の公示等の所要の手続きを経て、愛媛県最低賃金を時間額764円（引上げ率3.38%）、効力発生日を本年10月1日とする決定を行い、本日（8月31日）、官報公示しました。

今回の答申は、厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、審議会において、公労使の各委員が慎重に審議を重ねた結果、目安額（23円）を2円超える引上げ額「25円」とするとされたものです。

今回改正される最低賃金は、愛媛県内で使用されるアルバイトやパートタイマーなどを含む全ての労働者に適用されます。

なお、愛媛労働局及び管下労働基準監督署においては、改正された愛媛県最低賃金の周知を図るとともに、最低賃金法等関連法令の履行確保に努めることとしています。